

議案第 9 号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
及び守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

**守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例**

（守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正）

第 1 条 守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年守口市条例第17号）の一部を次のように改正す
る。

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「（大阪府の区域に
係る国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25
年法律第107号）第12条の4第5項に規定する国家戦略特別区域限
定保育士をいう。）を含む。以下同じ。）」を加える。

（守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正）

第 2 条 守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例（平成26年守口市条例第18号）の一部を次のように
改正する。

第9条第2項第1号中「保育士」の次に「又は大阪府の区域に
係る国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法（平成25
年法律第107号）第12条の4第5項に規定する国家戦略特別区域限
定保育士をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。